

No.12 多発している立木等 - 激突されの死亡災害事例（2018年）

2018年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故の型 コード	労働者規模
11	10 ～ 11	被災者は胸高直径30cm、高さ16mの立木を伐倒するため、チェーンソーを用いて受け口と追い口を入れた後、2.7m離れた西側にある立木の裏側に退避した。立木は予定した方向である北東側へ倒れ始めたが、立木の上部に絡まっていたつるにより倒れきらず、同僚労働者が木材グラップル機のグラップル装置の側面で軽く押したところ、立木の根元側が西側へ向かって滑走したため退避していた被災者は激突された。	30109	712	6	10 ～ 29
11	8 ～ 9	民有林の間伐作業現場において、被災者はチェーンソーを用いて伐倒作業中、偏心したナラの木（胸高直径43cm）を伐倒したところ、伐倒方向先にあった枯損木（ナラの木）に当たり、当該枯損木が被災者側に倒れてきて、頭部に激突したものである。被災者に激突した枯損木は、胸高直径21cm、長さ14mであった。	60201	712	6	1 ～ 9
11	16 ～ 17	1か月ほど前に伐倒したダケカンバの下方で、被災者が他の伐倒木の造材作業を行っていたところ、枝切りされていた当該ダケカンバが何らかのきっかけで斜面を約20m滑り落ち、被災者に激突した。下敷きになった被災者は窒息死した。	60201	712	6	1 ～ 9
11	14 ～ 15	被災者は、同僚4名と共に木材伐出作業に従事していた。被災者の作業内容は、作業道を開設するためチェーンソーを用いて先行伐倒するものであり、当該作業には、被災者のみが従事していた。同僚が被災者の使用するチェーンソー音が聞こえないことに気づき、被災者の作業場所を確認したところ、当該作業場所に倒れている被災者を発見し	60201	712	6	1 ～ 9

		たもの。				
10	10 ～ 11	畑地拡張のためチェーンソーによる杉の伐木作業を行っていたところ、伐倒した高さ約17m、胸高直径約23cmの杉が、伐倒木付近にいた被災者に激突し被災したものの。伐倒の際、杉が想定外の方向に倒れないよう高さ約4mの箇所をドラグショベルのバケットで押しながら伐倒を行っていた。また、チェーンソーを使用し伐倒を行っていた者、玉切りをしていた被災者ともにチェーンソーの特別教育を修了していなかった。	11709	712	6	10 ～ 29
10	12 ～ 13	国有林の間伐現場において、被災者はチェーンソーを用いて伐倒作業に従事していた。チェーンソーの音が聞こえないことを不審に思った同僚が捜したところ、トドマツ2本（胸高直径20cmと23cm）の下敷きとなっている被災者を発見したものの。	60201	712	6	10 ～ 29
9	10 ～ 11	胸高直径約35cmの杉の伐倒作業中、被災者はチェーンソーで受け口の下切り、受け口の斜め切りを行い、追い口切りをして立木が倒れ始めたため、約2.3m離れた退避場所に退避したが、伐倒方向が予定していた位置よりずれて、倒れた立木の先端が林道のコンクリート擁壁の上部に当たり、擁壁上を約2.2m滑走した反動で、倒れた立木の根元も滑走し、被災者は胸部と顔面を激突され死亡したものの。	30108	712	6	1 ～ 9
9	16 ～ 17	桧の切り捨て間伐現場において、同僚3名でそれぞれ100m程度の距離をとり、下方から山頂方向に向かって伐倒作業を行っていた。作業終了時刻になっても被災者が作業場所から戻ってこないのを、同僚が確認しに向かったところ、伐倒した桧に首を挟まれた状態で倒れている被災者を発見した。	60201	712	6	1 ～ 9
7	8 ～ 9	皆伐現場において、傾斜約48度の斜面に倒された伐倒木を、斜面下方から林業グラップルで引っ張り、運搬する作業を行っていたところ、引っ張った伐倒木とは異なる伐倒木（カラムツ、長さ約26m、先端の直径7～10cm）が斜面を滑落し、運転席の防護柵、運転者上半身、及び運転席後部の窓を貫通し、当該運転者が死亡したものの。	60201	712	6	10 ～ 29

4	8 ～ 9	民家の庭で胸高直径55.4cm、高さ約15mの偏心木の伐採作業の追い口を切る工程で、被災者はチェーンソーを使用して追い口を切り、補助者は偏心木をチルホールにより牽引していたところ、被災者と補助者が、偏心木の重心及びチルホールの牽引の力により、偏心木が倒れると想定していた方向と異なる方向へ突如として偏心木が倒れ、被災者がその下敷きになり、死亡したものの。	60101	712	6	1 ～ 9
3	10 ～ 11	民有林の伐木作業中、斜面上方向へ伐倒した木（樹高約29.3m、胸高径約40cmのカラマツ）と他の伐倒された木に挟まれた状態で現場責任者に発見されたもの。発見された被災者位置と伐根の距離は約2.6mであり、伐根には、くさびを使用した形跡がなく、つるも残っていなかった。伐倒した木が周辺のかかり木に衝突した痕跡が認められ、被災者の左手元にアイドリング状態のチェーンソーも落ちていた。	60201	712	6	1 ～ 9
3	12 ～ 13	伐木作業者と被災者の2名で立木の伐倒作業中、伐木者がアカシアの偏心木（胸高直径30cm、樹高22m）をチェーンソーを使用し伐倒したところ、伐倒予定方向からずれ、倒れた先にいた被災者に伐倒木が激突し、死亡した。	60209	712	6	1 ～ 9
3	8 ～ 9	山林において伐採作業中、樹高約20mのカラマツにチェーンソーで受け口と追い口をつくった後、木材グラップル機を用いてカラマツを倒そうとしたが、倒れなかったため更にチェーンソーで追い口を切り込んだところ、カラマツが倒れ、倒れたカラマツとともに約6.8m滑落し、カラマツと石の間に足がはさまれたものと推測される。	60201	712	6	30 ～ 49
2	8 ～ 9	立木を伐採するため3人で作業中、職長が伐採する立木を倒れる方向にロープで引っ張った上で、他2人に周囲に近づかないように指示しチェーンソーで伐採したところ、伐倒木の先端が被災者の身体と接触し被災したものの。被災者は入院加療中であつたが入院先で死亡したものの。	30199	712	6	1 ～ 9
		被災者は、民有林でチェーンソーによる伐木作業に従事していた。作				

2	14 ～ 15	業終了時刻になっても被災者が集合場所に戻らないため同僚が捜索したところ、V字型の沢の内部（勾配30～36度）で、伐倒木（センノキ、樹高22.6m、胸高直径35cm）の麓側に座り込み、助けを求める被災者を発見したもの。救急車により病院に搬送されたが死亡した。	60201	712	6	10 ～ 29
1	14 ～ 15	林業の間伐作業現場において、同僚労働者が伐倒した杉（胸高直径約24.5cm、樹高約25.3m）が約1.8m離れた別の杉に触れてかかり木となり、倒れなかったため、当該労働者が元玉切りを行って伐倒したところ、伐倒箇所から約18.8m離れた位置で別の杉の伐倒作業を行っていた被災者に倒れた木が当たったもの。	60201	712	6	10 ～ 29
1	14 ～ 15	藤のつるが複雑に生い茂り、杉、枯れ松、雑木を中心とした森林において、チェーンソーによる伐倒作業中に、歩きながら次に伐倒する立木を選んでいたら、枯れた松が折れて、被災者に激突した。	60209	712	6	10 ～ 29
1	8 ～ 9	宅地造成のために植林された山の先行伐採を行っていたところ、被災者が落葉高木（樹高約15メートル、胸高直径約23センチメートル）を伐倒中、幹が裂けながら倒れたことにより倒木が被災者の頭を直撃した。被災者は保護帽を着用していなかった。	30199	712	6	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_07.html